

埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会 表彰規程

第1条 この規程は、埼玉県内の社会教育振興に貢献した者の表彰に関することを規定する。

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 社会教育委員として、特に功績が顕著である者
- (2) 社会教育関係職員で、その業績が特に優秀である者
- (3) その他、特に社会教育の発展に功績があると認められる者

第3条 表彰要項は、次のとおりとする。

- (1) 表彰者は、埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会長とする。
- (2) 被表彰者は、当理事会より推薦された者とする。
- (3) 表彰は、原則として埼玉県市町村社会教育委員連絡協議会総会の席上で行う。
- (4) 表彰は、賞状に記念品をそえて行う。

附 則

- 1 この規程の施行に必要な細則は別に定める。
- 2 この規程は、昭和54年7月17日より施行する。
- 3 平成12年4月1日改正施行する。
- 4 平成18年6月2日改正施行する。

表彰規程細則

第1条 表彰は、毎年実施する。

第2条 規程第2条第1項第1号及び第2号については表彰状を授与し、第3号については感謝状を授与する。